

多子・多胎世帯のために

● 多子・多胎世帯子育て支援事業について

多子・多胎世帯を対象に、経済的支援や育児負担の軽減対策として、子育て支援事業を実施します。

子ども未来課を始めとする複数の課で実施する個別の子育て支援サービスを1つのパッケージとして実施するものです。

■ 対象世帯

■ 多子世帯:中学生以下の子どもを含む3人以上の子どもを養育する世帯

※養育する3番目以降の子どもが支援の対象となります。

■ 多胎世帯:中学生以下の多胎子ども(双子など)を養育する世帯

なお、この事業の目的が少子化対策にあることから、既に自立した子ども(就職・結婚等)についても、子どもの人数としてカウントします。また、亡くなった子どもについても、年度内であれば子どもの人数としてカウントします。

■ 多子・多胎世帯子育て支援事業一覧

■ 令和3年度からの支援策

- ・ 妊婦健診受診票の追加交付〔多胎妊婦〕
- ・ 家事援助などを行うヘルパー派遣事業〔多子・多胎妊婦、多子・多胎世帯〕
- ・ 既存の移住・定住補助金に20万円上乘せ〔多子世帯〕
- ・ 子育て講座(0・1・2歳児を持つ親の勉強部屋)の参加費を無料化〔多子・多胎世帯〕
- ・ 犬山産米(10kg)を年1回秋から冬頃に提供〔多子・多胎世帯〕

■ 令和4年度から追加する支援策

- ・ 育児用品(おむつ等)を2か月毎、1歳まで宅配〔多子世帯〕
- ・ 乳幼児健診等への付き添い支援〔多子・多胎世帯〕
- ・ 第3子以降の給食費と保育料(3歳未満児)を無料化〔多子世帯〕
- ・ 第3子以降の児童クラブ利用手数料を無料化〔多子世帯〕
- ・ コミュニティバス乗車料金の無料化(対象世帯員が利用する場合)〔多子世帯〕

■ 利用の流れ

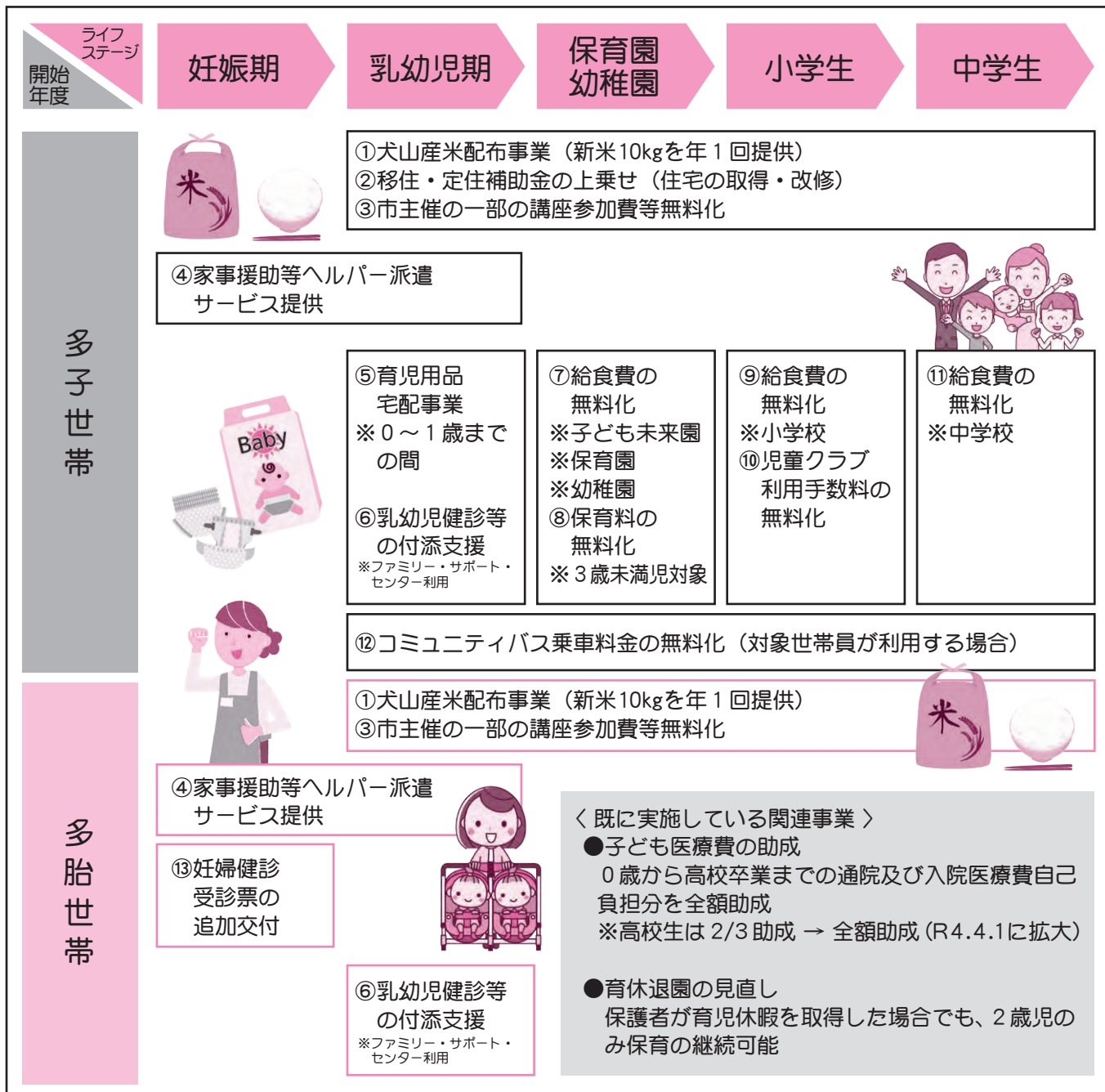
中学生以下のお子様がいる多子・多胎世帯において、一覧の支援事業を利用したい方は、多子・多胎世帯子育て支援事業利用登録申請書を提出する必要があります。

問合せ・・・子ども未来課 児童担当 0568-44-0322



● 犬山市多子・多胎世帯子育て支援施策

※多子（たし）世帯
3人以上の子どもを持ち、第3子以降の子が中学生以下の世帯
※多胎（たたい）世帯
双子（ふたご）以上の子ども（中学生以下）を持つ世帯



●各事業のお問合せ先

●支援施策事業全体に関すること

子ども未来課 0568-44-0322

●各事業の担当課の問合せ先（上記事業名に記載された番号で表示しています。）

- ① 産業課 0568-44-0341
- ② 都市計画課 0568-44-0331
- ③・④・⑦・⑧・⑩ 子ども未来課 0568-44-0322
- ⑤・⑥・⑬ 健康推進課（保健センター） 0568-61-1176
- ⑨・⑪ 学校教育課 0568-44-0351
- ⑫ 防災交通課 0568-44-0347

